

災害被害を軽減する国民運動の今後の方向性について

災害被害を軽減する国民運動（以下「国民運動」とする）については、中央防災会議の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する専門調査会」におけるいわゆる「基本方針」（平成18年4月21日）（注1）やいわゆる「報告」（平成18年12月13日）（注2）に基づいて進められ、今後も引き続き推進を図っていくところではあるが、現段階において認識される課題や問題点等を踏まえ、今後、以下の各項目については、それぞれ以下に記した基本的な方針に基づき、具体策を実施することにより、取り組んでいくこととしてはどうか。

（注1）「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」

（注2）「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」

1. 国民運動推進の枠組み

〔基本的な方針〕

国民運動の推進は、行政、民間、地域等多様な主体によって行われているところであるが、特に基本的な枠組みについて、その役割が最大限発揮されるよう、配慮をしていく必要がある。

防災推進協議会は、防災に関係のある70の団体によって構成され、「防災フェア」や「防災ポスターコンクール」の実施主体となるなど、これまで一定程度の役割を果たしてきたものの、今後は、会員団体による審議・意見交換・連携の「場」としての位置づけを重視し、国民運動の一翼を担う組織となりうるよう、具体的な検討を行うことが望ましい。

また、中央省庁における防災の横断的組織としては、中央防災会議があるが、防災に関する国民運動を推進するという観点からの横断的な会議は専門調査会の解散後は置かれておらず、防災の啓発的な活動は、内閣府をはじめ、消防庁、文部科学省、国土交通省など複数の省庁においてそれぞれ行われているという面がある。よって、可及的速やかに、行政内部における連絡体制の構築を図る。

さらに、地方公共団体との連携を密に行い、全国の地域への展開を促進し、国民運動の広がりを積極的に推進する。

2. コンテンツ及び情報ライブラリの整備

〔基本的な方針〕

防災に関する国民運動の推進を図る上での手段としてのいわゆる「コンテンツ及び情報ライブラリ」については、これまで、紙媒体としては「減災のてびき」や、「一日前プロジェクト」等があり、また、それらについては、インターネットの内閣府の国民運動のHP「災害被害を軽減する国民運動のページ」に、防災に関する様々な情報とともに掲載しているところである。

当該資料については、防災に携わる者に一定程度認識され、また、ある程度利用されているものの、必ずしも、国民全般に幅広く認識・利用されているとは言い難い。

これは、コンテンツ及び情報ライブラリ自体の内容が必ずしもわかりやすいものとはなっていないという点があることも否定し得ないが、その一方で、それら資料の印刷部数が、国民全般に行き渡るだけのものとなっておらず、そもそも認識されていない、という面もある。

したがって今後は、①コンテンツ自体の内容の質的充実、とともに、②国民に広く行き渡

らせるための量的充実、をも図ることとする。

〔具体策〕

①既存のコンテンツの質的充実及び国民に親しまれるコンテンツの開発

既存のコンテンツを見直し、一般の利用者にとってわかりにくくないか、全く関心のない者に関心をもってもらうという点に配慮されているか、また、誤解を生む表現等はないか等について、再検討を行い、必要に応じ修正又は新規作成等を行う。

②コンテンツの量的充実

コンテンツの配布先の見直し及び必要な印刷部数の増刷、並びにPRの充実等。さらに、民間の団体が、CSR等の観点から内閣府等の教材等を独自に印刷して配布・活用することへの働きかけ・協力等。

③情報ライブラリの整備

これまでに作成・収集を行った、あるいは今後作成・収集を行うこととなるコンテンツを紹介するホームページについて、利用者の側に立って、目的とする情報に容易にたどり着けるよう工夫をするとともに、コンテンツや情報ライブラリの管理を、継続的に最新の状況に維持管理できるような仕組みを検討する。

3. ロゴ・マーク等の制定

〔基本的な方針〕

一般的に、何らかのテーマを有する国民運動を展開するに当たっては、特定のロゴ・マークが存在することが多い。例えば、地球温暖化防止の国民運動の推進のための「チーム・マイナス6%」や、乳がん撲滅の国民運動の推進のための「ピンクリボン」などがそれに当たる。

災害被害を軽減する国民運動の目的に照らし、主体や方法論を明確にした上で、ロゴ・マークが有する国民運動の推進力に鑑み、ロゴ・マークを制定することとし、その具体的な検討に入る。同マークは、防災に関する国民運動の裾野を広げる役割を中心として制定することを目的として、例えば、認証制度等、高いハードルを有するものについては、将来的な検討課題とはしつつも、当面は、「チーム・マイナス6%」のように、賛同する者・団体であればどのような者でもその活動において用いることができるものから取り組む。

〔具体策〕

以上を踏まえ、防災の国民運動に関するロゴ・マークについては、

- ① 一定の委員会を設け作業を開始。
- ② 委員会では、災害被害を軽減する国民運動の趣旨に適う戦略を検討し、対象となる主体や方法論などを明確にした上で、具体的にどのようなマークとするのかを検討する。
- ③ マーク制定過程においては、制定後の普及促進という観点を考慮し、例えばマーク制定の委員会に普及に関係する団体に参画を依頼する等の工夫を行う。
- ④ 検討に当たっては、一種類のマークではなくとも、例えば「こども110番」のマークのように、賛同する者・団体が自由にマークをデザイン・使用する余地も含ませることとする。また、例えば、静岡県の「TOUKAI（東海・倒壊）-0（ゼロ）」のように目的を明示するキャッチフレーズ等、マークに替わる言葉等も対象とする。
- ⑤ マークの案については、一般から公募することも検討する。

4. 国民運動のノウハウの蓄積と活用

〔基本的な方針〕

減災に関する国民運動の展開に当たっては、実施主体となる団体及びその活動が極めて多種多様であること、その活動については、他の地域の団体の活動に参考となる取組も多いものの、多くの場合地域内で行われること、また、主体の発信力や交流機会が十分でないため、各実施主体の取組成果やノウハウは、当該団体やその関係者等、限定された範囲でしか参考とされておらず、全体として十分に活用されているとは言えない状況にある。

そこで、各地域の有識者や団体の間で情報の共有や、情報交換が活発に行われ、お互いの活動を支援するまでに発展させることが出来るようになることを目標とし、以下に示す個々の方策を推進することにより、減災に関する国民運動のノウハウの蓄積及び活用が図られる仕組みづくりを行う。

〔具体策〕

防災に関わる国民運動のノウハウの蓄積と活用については、以下の点を中心に、進めていくこととする。

①既存の内閣府の取組のより一層の促進

内閣府で実施している「全国防災まちづくりフォーラム」や「防災隣組育成推進モデル事業」の活動は、各地域における主体をつなぎ、地域における共助の取組を広く紹介しようとするものであることから、その取組をインターネット等の方法により幅広く周知する仕組みを検討する。

②重点課題の促進策

各省庁が協力して、「耐震化（既存不適格問題の対策の検討など）」、「家具固定」、「防災教育の推進」といった、防災に関する重点課題について取り組み、また、他の主体やそれらの活動を促進するための場として、実務担当者が連携し協議する会議体を設ける。

③事例集の作成

参考となる地方自治体や民間の取組事例を把握するための調査等を行い、防災・減災取組の事例集などを作成し、関係団体に配布することにより、ノウハウの継承に資する。

④表彰等の仕組み

表彰、標語選定、事例発表会など、優れた取組を評価し、称える仕組みを設ける。

⑤イベント等の実施

「町内の防災訓練」、「ぼうさいフェア」等、各地域の防災意識向上のためのイベントについては、各地域毎の発案・実施が促進されるよう、調整を図るとともに、全国的な拡がりの観点から効果的なものについては、積極的に企画を行う。

⑥各地域に蓄積されたノウハウの入手のしやすさ

地域の自然環境により防災のアプローチも変わることも踏まえ、国民運動のホームページに地域ごとの関連情報を効果的に整理し、国民運動の担い手が欲する情報が効率的に入手できる機能を持たせることを検討する。

5. 周知（PR）方法の見直し

〔基本的な方針〕

本方針案では、「ロゴ・マークの制定」や「コンテンツ及び情報ライブラリ」の充実が提案されているが、仮にそれを実施したとしても、その存在が世に広く知られるものでなくては、その効果は大きく減殺されてしまう。これまでの国民運動では、有用なコンテンツ等が備わ

っていないながら、必ずしも効果を十分に上げていなかったとしたら、その点にも大きく関係しているのではないかと考える。

防災に関する様々なコンテンツ等と、一般国民を結ぶための、周知（PR）については、様々な媒体を使って行うこととする。

〔具体策〕

①マスメディアへの対応

テレビ、ラジオ（AM、FM、コミュニティFM等）、新聞、インターネット等の各種メディアからの発信は、国民全般に非常に大きな影響力を有することから、防災に関する情報について、より多くそれらマスメディアで取り上げてもらうよう、各種対応を実施する。

②メディアへの効果的なPR方法

例えば、被災経験のある著名人・行政機関のトップ・被災地の住民など国民各層から幅広く、防災への思いや日頃の取組等を語っていただくことや、防災以外の分野で活躍するキーパーソンに対し、防災への取組を推奨するなどにより、一般国民に広くかつ分かりやすく防災に関する知識・情報が行き渡ることが期待されることから、そのような効果的なPR方法について工夫を行う。

③各機関との連携

数多くの者が利用する機関、例えば、駅、大学・高校等各種学校、病院等において、それら機関の協力を仰ぎ、一般の者から目につく形態で、防災に関するポスター、リーフレット、パンフレット等の配布・掲示等を実施する。

④各省庁との連携

他省庁の防災関連ポスターに国民運動の紹介文を載せてもらうなど、効率的な連携による周知策を検討する。

6. 国民の参加を促す方策

〔基本的な方針〕

防災に関する国民運動については、自助・共助の重要性が特に着目されている。政府による情報提供も引き続き重要であるが、このような防災の取組は、個人や地域にとって社会的責任を果たす側面があることに鑑み、国民自らが、この取組に関心を持ち、まずは身近な取組から始め、その結果、次第に大きな国民運動が展開されるよう、図っていくことが必要である。

そのような観点からは、国民の興味を引き、積極的・自発的に参画する情報・ツール・イベント等を用意し、それをきっかけとして自助・共助について考えてもらうという流れを用意することが必要である。

〔具体策〕

①パソコン上で行うゲーム

現在内閣府では、「防災に関する参加型のシミュレーションツール」としてパソコン上で行うゲームの検討の途上であるが、それが完成し次第、その存在を周知し、広く国民全般に気軽に体験してもらい、それをきっかけに、防災に興味をもってもらうということが考えられる。

②標語募集

すでに交通安全等で採られている手法（注1）であるが、防災に関する標語を募集し、

大臣賞等を授与して、防災について考えてもらうきっかけになるものと考えられる。

既に「大臣賞」等も用意して内閣府で「防災ポスターコンクール」を実施しており、その中で、防災に関する標語についても作品の中に盛り込んでいただいているところであるが、必ずしも「標語」について着目して審査しているわけではないことから、訴求力のある「標語」を求めるものとして募集し、優秀作を、防災に関する様々な場面で利活用するという方策も考えられる。

(注1)「道路ふれあい月間」推進標語募集…国土交通省において、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の正しい利用や道路愛護活動の推進に努め、この一環として、「道路ふれあい月間」推進標語を一般から募集。

③防災知識を競うクイズ大会

防災に関する知識を競ってもらう大会を設けることにより、防災に関する知識が各家庭・各学校という小さな単位で習得され、最終的には各個人に吸収されることが考えられる。(既に、金融経済については、高校生によるクイズ大会が行われており、かなり活発に実施されている)(注)

(注2)「エコノミクス甲子園」…2006年～2008年まで、3回開催。金融知力普及協会が開催。

④防災知識・実践を表彰するコンクール

「4. ー④表彰等の仕組み」の具体策として、例えば「防災博士コンクール」などの名称により、特に高い防災知識を有し、また実践している者からの作文、作品等を募集し、表彰する行事を開催することにより、国民の防災に関する取組を後押しすることが考えられる。

* 4. ー④は、

④表彰等の仕組み

表彰、標語募集、事例発表会など、一般の者の優れた取組を評価し、称える仕組みを設ける。